蒲郡市告示第154号

令和6年度及び令和7年度に市が発注する物品の製造及び販売、物品の買受け、役務の提供等の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和5年12月1日

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

### 1 営業種目

競争入札に参加しようとする者の営業種目は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造・販売

コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書及び特殊物品

(2) 物品の買受け 不用品買受

(3) 役務の提供等

建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語及びその他の業務委託等

- 2 競争入札に参加できない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合 を含む。)の規定に該当する者
  - (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
  - (3) 入札参加資格の審査の申請(別送書類を含む。)において虚 偽の事項を故意に記載した者
  - (4) 市が指定する国税、愛知県税及び蒲郡市税が未納である者
  - (5) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意 書」(平成23年4月1日付け蒲郡市長・愛知県蒲郡警察署長 締結)に基づく排除措置を受けている者
- 3 入札参加資格の審査の申請方法等

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和6年1月4日から同年2月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の午前8時から午後8時まで

## イ 随時受付

令和6年4月1日から令和8年2月15日まで(日曜日等並びに12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム(物品等)(ホームページアドレス http://www.buppin.e-aichi.jp/)(以下「電子調達システム(物品等)」という。)において必要項目を入力し、送信すること。

詳細については、電子調達システム(物品等)に掲載されているあいち電子調達共同システム(物品等)利用規約、各団体別運用基準及び操作手引書並びに市が別に定める申請要領等による。

# (3) 別送書類

(2)による送信の後、次の書類を別送書類として各1部提出すること。別送書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が(2)による送信の日前3月以内のものとすること。

# ア 法人の場合

- (ア) 履歴事項全部証明書 法務局登記官が証明したもの
- (4) 納税証明書(国税)

税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。 以下「省令」という。)別紙第9号様式(その3の3))

(ウ) 納税証明書(愛知県税)(愛知県に納税義務のある者に限る。)

愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税 (特別法人事業税、地方法人特別税を含む)及び自動車税種 別割の納税証明書(未納の税額がないこと用)

## イ 個人の場合

- (7) 身元証明書(身分証明書) 本籍地の市区町村長が証明したもの
- (4) 登記されていないことの証明書 法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐 人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの
- (ウ) 納税証明書(国税)

税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税 及び地方消費税の納税証明書(省令別紙第9号様式(その3 の2))

(エ) 納税証明書(愛知県税)(愛知県に納税義務のある者に限る。)

愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税 種別割の納税証明書(未納の税額がないこと用)

(4) 別送書類の提出期間

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内必着(ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日必着)

## イ 随時受付

(2)により送信した日から7日以内必着(ただし、提出期間の最終日が休日等に当たる場合は、その日後の休日等を除く最初の日必着)

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

次の場所へ原則として郵送により提出するものとする。

郵便番号443-8601

蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市役所総務部契約検査課

4 資格審査

2の競争入札に参加できない者に該当しないことを審査する。

5 資格審査の結果

資格審査の結果については、令和6年4月1日以降に電子調達 システム(物品等)にアクセスして参照する。(書面通知は行わない。)

- 6 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 競争入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日(随時受付にあっては、入札参加資格の決定の日)から令和8年3月31日までとする。ただし、同年4月1日以後新たに入札参加資格者を決定するまでの間に限り、 従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

# (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年度以降に令和8年度及び令和9年度の資格審査の告示を予定しているので、 当該告示に基づき申請書類を提出するものとする。

### 7 変更等の届出

登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに電子調達システム (物品等)により変更の手続を行わなければならない。ただし、 定時受付に係る申請後の変更は、令和6年4月1日以降に受け付ける。

## 8 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を 妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人そ

- の他の使用人として使用した者
- (8) 入札参加資格の審査の申請(別送書類を含む。)において虚偽の事項を故意に記載した者
- 9 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法(平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの(以下「更生手続開始決定者」という。)又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの(以下「再生手続開始決定者」という。)は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

### 10 その他

- (1) 市長は、この告示に定めるもののほか、入札参加資格の審査等 に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 令和6年度及び令和7年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。